

# 熊本県公報

第 1 1 4 3 2 号  
平成 18 年 7 月 19 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○県営住宅の設置及び家賃の決定	(住宅課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○ ”	( ” ) 4
○ ”	( ” ) 4
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 5
○都市計画法の事業計画変更	(下水環境課) 5
○熊本県森林保全巡視事業実施規程の廃止	(森林整備課) 5
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧	(団体支援総室) 6
○平成 19 年度自動車税納税通知書等に係る委託業務	(税務課) 6
○道路の供用開始	(道路保全課) 6
○ ”	( ” ) 7
○生活保護法による施術者の指定	(社会福祉課) 7
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事完了	(建築課) 7
○ ”	( ” ) 7
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 8
○県営土地改良事業計画変更の決定	( ” ) 8
○平成 19 年度自動車税納税通知書等に係る委託業務	(税務課) 8
○肥料登録	(農業技術課) 10
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成 18 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(土木技術管理室) 11
○熊本市職員共済組合の平成 17 年度決算の公告	(市町村総室) 11
○熊本県教育委員会の開催	(教育政策課) 14

## 告 示

### 熊本県告示第 742 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。  
平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町姫浦字中木場 1755 の 2、1757 の 4、1768、1776 の 1、1777・又 1778（以上 2 筆筆界未定）、1779 の 1、1779 の 2、1780 の 1、1780 の 2、1782 の 1、1783 の 1、1784 の 1、1784 の 3、1785 の 1 から 1785 の 4 まで、1787
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第 743 号

熊本県営住宅条例（昭和 35 年熊本県条例第 11 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、平成 16 年度建設の県営住宅の設置及び家賃を次のとおり告示し、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。  
なお、この県営住宅は、平成 18 年 8 月 1 日から供用開始する。  
平成 18 年 7 月 19 日

## 熊本県知事 潮 谷 義 子

団 地 名	県営九品寺団地
場 所	熊本市九品寺三丁目 16 番 1
構 造	高層耐火構造

専用床面積	70.60㎡	
家 賃		
入居者の収入	本来入居者家賃	収入超過者家賃
123,000 円以下の場合	35,500 円	
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	43,100 円	
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	50,900 円	
178,000 円を超え 200,000 円以下の場合	58,800 円	
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	67,900 円	70,100 円
238,000 円を超え 268,000 円以下の場合	77,900 円	79,200 円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	83,400 円	83,400 円
322,000 円を超える場合	83,400 円	83,400 円
戸 数	12 戸	
間取り	3LDK	
号	101 号、108 号、201 号、208 号、301 号、308 号、401 号、408 号、501 号、508 号、601 号、608 号	

専用床面積	63.40㎡	
家 賃		
入居者の収入	本来入居者家賃	収入超過者家賃
123,000 円以下の場合	31,900 円	
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	38,700 円	
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	45,700 円	
178,000 円を超え 200,000 円以下の場合	52,800 円	
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	61,000 円	63,000 円
238,000 円を超え 268,000 円以下の場合	70,000 円	71,400 円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	75,600 円	75,600 円
322,000 円を超える場合	75,600 円	75,600 円
戸 数	16 戸	
間取り	3DK	
号	107 号、202 号、203 号、207 号、302 号、303 号、307 号、402 号、403 号、407 号、502 号、503 号、507 号、602 号、603 号、607 号	

専用床面積	63.40㎡	
家 賃		
入居者の収入	本来入居者家賃	収入超過者家賃
123,000 円以下の場合	31,900 円	
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	38,700 円	
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	45,700 円	
178,000 円を超え 200,000 円以下の場合	52,800 円	
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	61,000 円	63,000 円
238,000 円を超え 268,000 円以下の場合	70,000 円	71,400 円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	75,600 円	75,600 円
322,000 円を超える場合	75,600 円	75,600 円
戸 数	2 戸	
間取り	2LDK	
号	102 号、103 号	

専用床面積	52.80㎡	
家 賃		
入居者の収入	本来入居者家賃	収入超過者家賃
123,000 円以下の場合	26,500 円	
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	32,200 円	
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	38,100 円	
178,000 円を超え 200,000 円以下の場合	43,900 円	
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	50,700 円	52,600 円
238,000 円を超え 268,000 円以下の場合	58,300 円	59,700 円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	64,100 円	64,100 円
322,000 円を超える場合	64,100 円	64,100 円
戸 数	18 戸	
間取り	2DK	
号	104 号、105 号、106 号、204 号、205 号、206 号、304 号、305 号、306 号、404 号、405 号、406 号、504 号、505 号、506 号、604 号、605 号、606 号	

備考 入居者の収入とは、公営住宅法施行令（昭和 55 年政令第 202 号）第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。

#### 熊本県告示第 744 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	菊池鹿北 線	山鹿市菊鹿町上永野字小路  1036 番 1 地先から 同町上内田字下年山  4355 番 1 地先まで	前	3.8 ～ 14.5	843.0	単橋改
			後	6.0 ～ 18.0	192.0	
				9.5 ～ 47.0	843.0	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 19 日

熊本県告示第 745 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	郡築横手 線	八代市郡築十一番町  86 番 1 地先から 同 所  16 番 3 地先まで	前	4.0 ～ 4.0	910.4	単道改
			後	11.4 ～ 11.8	910.4	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 19 日

熊本県告示第 746 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	郡浦網田 線	宇城市三角町郡浦  3408 番 2 地先から 同 所  3334 番 14 地先まで	前	4.8 ～ 13.0	75.0	単道改
			後	4.8 ～ 29.0	75.0	

	宇城市三角町郡浦 3389 番 3 地先から	前	4.2 ～ 7.5	215.0
		後	4.2 ～ 7.5	215.0
	同 所 3447 番 13 地先まで		5.3 ～ 36.0	110.0
		宇城市三角町郡浦 3447 番 13 地先から	前	4.4 ～ 8.0
	後		4.4 ～ 56.0	234.0
		同 所 3514 番 53 地先まで	5.0 ～ 56.0	420.0

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 19 日

**熊本県告示第 747 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ひまわりの里 球磨郡錦町一武 2130 番地の 1	有限会社ひまわり	平成 18 年 7 月 3 日

**熊本県告示第 748 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 宇土市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 宇土都市計画下水道事業宇土公共下水道
- 3 事業施工期間 昭和 49 年 1 月 26 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**熊本県告示第 749 号**

熊本県森林保全巡視事業実施規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県森林保全巡視事業実施規程を廃止する規程  
熊本県森林保全巡視事業実施規程（昭和 49 年熊本県告示第 616 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第 750 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称  
三角加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名  
字 城 市 三 角 町 戸 馳 4283 番 地 坂 本 勝 蔵  
字 城 市 三 角 町 郡 浦 439 番 地 の 1 脇 坂 功  
字 城 市 三 角 町 三 角 浦 703 番 地 園 田 光 廣
- 3 法 第 113 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合  
三 角 町 漁 業 協 同 組 合
- 4 縦 覧 期 間  
平 成 18 年 7 月 19 日 か ら 平 成 18 年 8 月 9 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所  
三 角 町 漁 業 協 同 組 合

**熊本県告示第 751 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調 達 す る 特 定 役 務 の 名 称 及 び 数 量  
平 成 19 年 度 自 動 車 税 納 税 通 知 書 等 に 係 る 委 託 業 務
- 2 入 札 参 加 資 格  
物 品 購 入 契 約 等 及 び 業 務 委 託 契 約 に 係 る 競 争 入 札 参 加 者 の 資 格 等 に 関 す る 要 綱（平 成 18 年 熊 本 県 告 示 第 521 号。以 下「要 綱」とい う。）に よ る 審 査 の う え、入 札 参 加 資 格（広 報・広 告）を 有 す る と 決 定 さ れ た 者 で あ る こ と。  
な お、入 札 参 加 資 格 を 有 し な い 者 で 本 競 争 入 札 に 参 加 を 希 望 す る も の は、3 に 掲 げ る と こ ろ に よ り、要 綱 に よ る 審 査 を 受 け、入 札 参 加 資 格 を 得 る こ と。
- 3 入 札 参 加 資 格 を 得 る た め の 申 請 方 法 等
  - (1) 申 請 の 方 法  
2 に 掲 げ る 入 札 参 加 資 格 を 有 し な い 者 で 本 競 争 入 札 に 参 加 を 希 望 す る も の は、要 綱 に 定 め る 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書（本 競 争 入 札 参 加 の た め の 申 請 で あ る 旨 を 明 示 す る こ と。）に 必 要 書 類 を 添 付 し、3 の (2) の 場 所 へ 持 参 又 は 郵 送（書 留 郵 便 に 限 る。）に よ り 提 出 す る こ と。
  - (2) 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 の 入 手 先 及 び 提 出 場 所 並 び に 申 請 に 関 す る 問 い 合 わ せ  
熊 本 県 出 納 局 管 理 調 達 課 資 格 審 査 班（県 庁 行 政 棟 本 館 2 階）  
郵 便 番 号 862-8570 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号  
電 話 096-383-1111（内 線 6350）  
ダ イ ヤ ル イ ン 096-333-2581
  - (3) 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 の 受 付 期 間  
平 成 18 年 7 月 19 日（水）か ら 平 成 18 年 8 月 11 日（金）ま で の 日（県 の 休 日 を 除 く。）の 午 前 8 時 30 分 か ら 午 後 5 時 ま で と す る。  
た だ し、受 付 期 間 の 終 了 後 も 入 札 日 時 ま で 随 時 受 け 付 け る が、こ の 場 合 に は、資 格 審 査 が 入 札 に 間 に 合 わ な い こ と が あ る。
  - (4) 資 格 審 査 結 果 の 通 知  
資 格 審 査 の 結 果 は、資 格 審 査 結 果 通 知 書 に よ り 通 知 す る。
  - (5) 入 札 参 加 資 格 の 有 効 期 間  
入 札 参 加 資 格 の 有 効 期 間 は、資 格 審 査 の 結 果 を 通 知 し た 日 か ら 平 成 19 年 9 月 30 日 ま で と す る。
  - (6) 有 効 期 間 の 更 新 手 続  
前 項 の 有 効 期 間 の 更 新 を 希 望 す る 者 に 対 し て は、要 綱 に 基 づ く 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 の 受 付 を 平 成 19 年 7 月 1 日 か ら 平 成 19 年 7 月 31 日 ま で に 行 う。

**熊本県告示第 752 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	菊池郡大津町大字矢護川字一尾芻 37 番 2 地先から 同町大字矢護川字二ノ辻 210 番 1 地先まで	185.2	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 7 月 19 日

熊本県告示第 753 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	球磨郡五木村甲字田口 2933 番 1 地先から 同村甲字下手 2898 番 地先まで	154	川辺川ダム建設事業

2 供用を開始する期日 平成 18 年 7 月 19 日

熊本県告示第 754 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整復）〕

指定番号	施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個 26	整骨院えのきだ	榎田 与寿	天草市久玉町 1384-26	平成 18 年 6 月 16 日

公 告

熊本県公告第 548 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池市片角字森の本 107 番 2、同 107 番 3、同 108 番 1、同 109 番 1 及び同 109 番 2  
3,407.02 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池市野間口 1125 番地  
有限会社五大開発

熊本県公告第 549 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字八反畑 4846 番 3 及び同 4847 番 9

- 495.86 平方メートル  
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市野々島 5191 番地 1  
松田 竜一

**熊本県公告第 550 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	八ツ枝	平成 9 年 7 月 31 日	平成 15 年 3 月 31 日	熊本県
農業用道路	豊野西部	平成 2 年 8 月 13 日	平成 17 年 3 月 31 日	熊本県
農業用道路	小川西部	平成 10 年 2 月 14 日	平成 18 年 3 月 31 日	熊本県

**熊本県公告第 551 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央地区（玉来工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営上益城中央地区（玉来工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成 18 年 7 月 20 日から平成 18 年 8 月 16 日まで
- 縦覧場所  
御船町役場

**熊本県公告第 552 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 競争入札に付する事項
  - 委託業務の名称  
平成 19 年度自動車税納税通知書等に係る委託業務
  - 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - 委託期間  
平成 18 年 9 月 11 日から平成 19 年 11 月 30 日まで
  - 入札方法
    - 入札金額は委託内容総額で行います。  
（「入札書作成見本」参照）
    - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
    - 入札価格の決定に当たっては、公正取引委員会の平成 13 年 1 月 31 日付け「官公庁等の情報システム調達における安値受注について」及び経済産業省大臣が同年 10 月 12 日に東京都の電子政府関連システム安値入札問題に関連して発表した談話を十分考慮してください。
    - 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年告示第 420 号）の規定を準用します。
    - 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、入札参加資格（広報・広告）を有すると決定された者であること。
  - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 5 の (3) のアの時点において、財団法人日本情報処理開発協会によりプライバシーマークを認定及び付与された者であること。
- (6) 作業場所が熊本県内であること。なお、県より作業状況の検査、立会いを要望した場合は速やかに応じられること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書（別記第 1 号様式）を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 18 年 7 月 19 日（水）から平成 18 年 8 月 28 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (2) 提出場所  
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県総務部税務課管理班（県庁行政棟本館 3 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2101
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 18 年 7 月 19 日（水）から平成 18 年 8 月 30 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 18 年 8 月 31 日（木）午後 1 時 30 分から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 10 階 1001 会議室
- (4) 入札書の提出方法  
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 8 月 30 日（水）午後 5 時 15 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札

- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
  - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
  - 設定しない。
- (6) 契約の締結
  - ア 契約書作成の要否
    - イ 契約の締結期限
      - 落札者決定の日から 14 日以内とする。
    - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
      - 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
  - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
  - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
  - Making of the tax notices of the automobile tax and other supplies for fiscal 2007
- (2) Place to supply commodity
  - Shown in the bid explanation form
- (3) Date and place to submit bidding proposal
  - August 31th 2006 1:30 p.m.
  - The No.1001 conference room (10th floor)
  - Prefectural Office of Kumamoto
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail
  - August 30th 2006
- (5) Language and currency to be used for bidding
  - Japanese language and currency only
- (6) Name of the department in charge of this bidding contract
  - Management Section, Tax Division,
  - Department of General Affairs,
  - Prefectural Office of Kumamoto
  - 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,
  - Kumamoto prefecture, 862-5870 Japan
  - Phone:096-383-1111 Ext. 3371,3370

熊本県公告第 553 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥	混合有	ライス	窒素全量	含有を許される有害	西日本殖産有限会社	平成 18 年

第1409号	機質肥料	プラン肥料	: 2.2 りん酸全量 : 3.2 加里全量 : 1.2	成分の最大量は公定規格のとおり。	熊本県八代市松崎町 159 番地 1	7 月 11 日
--------	------	-------	--	------------------	--------------------	----------

登 載 依 頼

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 1 号**

平成 18 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成 18 年 7 月 27 日（木）  
13 時 30 分から 17 時 00 分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題
  - (1) 事業施策等の説明
  - (2) 平成 18 年度熊本県公共事業再評価対象事業について
  - (3) 平成 18 年度熊本県公共事業再評価監視委員会のスケジュールについて
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）  
（電話 096-383-1111 内線 6052）

**熊本市職員共済組合公告第 9 号**

熊本市職員共済組法定款第 5 条の規定に基づき、平成 17 年度決算の要旨を公告する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本市職員共済組合

理事長 三 嶋 輝 男

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短 期	長 期	業 務	貸 付	財 形	基礎年金 支 払
収          入	負担金	46,694	5,490,651	7,403			
	掛 金	36,366	2,772,276				
	基礎年金交付金		663,843				
	育児・介護休業手当金交付金	63,621					
	連合会交付金				10,285		
	基礎年金国庫金						398,066
	組合員貸付金利息				99,713		
	利息及び配当金	1	555,731	1	255	1	
	その他の収入		7,208	7			
	他経理から繰入			4,935			
	前年度繰越長期給付積立金		28,326,098				
計	146,682	37,815,807	12,346	110,253	1	398,066	
支          出	給付金	63,621	7,866,571				397,683
	役員報酬・職員給与			1,389			
	旅費・事務費			2,086	1,047		
	委託費			366	446		
	支払利息				83,008		
	連合会払込金			5,734	4,967		
	基礎年金拠出金負担金		2,003,994				
	連合会拠出金	83,060					
	他経理へ繰入		4,935				
	その他の支出			3,307	15,948		383
	次年度繰越支払準備金		1,672				
次年度繰越長期給付積立金		27,938,635					
計	146,681	37,815,807	12,882	105,416	0	398,066	
差引当期利益金又は当期損失金 (△)		1	0	△536	4,837	1	0

## 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	長期	業務	貸付	財形	基礎年金 支払
資 産	流動資産	55	6,720,802	13,738	212,962	512	
	固定資産		21,219,556	342	4,194,212		
資産合計		55	27,940,358	14,080	4,407,174	512	0
負 債	流動負債	4	51	315	6,125		
	固定負債		1,672		4,019,478		
	負債合計	4	1,723	315	4,025,603	0	0
資 本	資本剰余金			491			
	積立金		27,938,635		381,571		
	利益剰余金	51		13,274		512	
	資本合計	51	27,938,635	13,765	381,571	512	0
負債・資本合計		55	27,940,358	14,080	4,407,174	512	0

**熊本県教育委員会公告第 15 号**

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成 18 年 7 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時  
平成 18 年 8 月 1 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟新館 7 階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
  - （1）平成 19 年度県立高等学校生徒募集定員について
  - （2）熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について
  - （3）平成 18 年度第熊本県近代文化功労者顕彰者の決定について
  - （4）その他
- 4 傍聴人の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
  - （1）傍聴受付は、会議当日午後 1 時 00 分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
  - （2）午後 1 時 20 分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後 1 時 20 分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
  - （3）傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件  
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県教育委員会事務局教育政策課広報・情報班  
（電話 096-333-2674 内線 6617）